

国別情報整理シート(暫定版)
(オーストラリア)

I. 生体牛に関する情報

英国の最高リスク時期(1988-1993年)を1として、その他は以下の加重係数を用いる。

- ・英国:1987年以前及び1994-1997年を1/10、1998年以降を1/100
- ・欧州(中程度汚染国):全ての期間について、1/100
- ・欧州(低汚染国):1986-1990年は1/1000、1991年以降は1/100
- ・北米(米国・カナダ):1986-2000年は0、2001年以降は1/1000?

		1986-1990		1991-1995		1996-2000		2001-2005		2006-		合計	
		輸入頭数	英国換算	輸入頭数	英国換算	輸入頭数	英国換算	輸入頭数	英国換算	輸入頭数	英国換算	輸入頭数	英国換算
生データ	英国	38	20.9									38	20.9
	欧州(中程度汚染国)	158	1.58	28	0.28							186	1.86
	欧州(低汚染国)	33	0.033	71	0.71	24	0.24					128	0.983
	北米(米国・カナダ)	2,448	0	820	0	276	0	81	0.081?			3,625	0.081?
	その他(日本)					24	?					24	?
	合計	2,677	22.513	919	0.99	324	0.24?	81	0.081?			4,001	23.824?
暴露要因となった可能性のある輸入牛※	英国												
	欧州(中程度汚染国)	70(出生年)	0.7									70	0.7
	欧州(低汚染国)												
	北米(米国・カナダ)			4(出生年)	0	22(出生年)	0					26(出生年)	0
	その他(日本)												
合計	70	0.7	4	0	22	0					96	0.7	

※リスク国からの輸入データは、輸入年でなく出生コホート(出生年)で記載されている。そのため、正確な輸入年は不明である。
また欧州からの輸入牛の数字は、個々の国のデータではなく「欧州(英国以外)」とまとめているため、ここでは「欧州(中程度汚染国)」に分類した。(1.1.3.1.1.4)

暴露要因とならなかったと考えられる牛群について、その詳細な理由はオーストラリア自らが行ったリスク評価書「英国および欧州からの牛の輸入により牛海綿状脳症(BSE)がオーストラリア牛群に発生するおそれ(1980-1991)」
「北アメリカからの牛の輸入により牛海綿状脳症(BSE)がオーストラリア牛群に発生するおそれ(1996-2004)」に記載されている。

侵入リスク

英国の最高リスク時期(1986-1990年)を1として、その他は以下の加重係数を用いる。

- ・英国:1991-1993年を1/10、1994年以降を1/100
- ・欧州(中程度汚染国):全ての期間について、1/100。
ただし、中程度汚染国のうち、英国から輸入したMBMを再び輸出した可能性が高い国(フランス、オランダ、ベルギー及びイタリア)は、1986~1996年(英国がMBMの輸出を禁止する前)について、1/10とする。
- ・欧州(低汚染国):1986-1990年は1/1000、1991年以降は1/100
- ・北米(米国・カナダ):1986-2000年は0、2001年以降は1/1000?

		1986-1990		1991-1995		1996-2000		2001-2005		2006-		合計	
		輸入頭数	英国換算	輸入頭数	英国換算	輸入頭数	英国換算	輸入頭数	英国換算	輸入頭数	英国換算	輸入頭数	英国換算
生データ	英国												
	欧州(中程度汚染国)												
	欧州(低汚染国)												
	北米(米国・カナダ)												
	その他()												
	合計												
暴露要因となった可能性のあるMBM	英国												
	欧州(中程度汚染国)												
	欧州(低汚染国)												
	北米(米国・カナダ)												
	その他()												
合計													

生データによると、輸入されたのはニュージーランドとオーストラリア(再輸入)からのみ。
また暴露要因となった可能性のあるMBMの輸入は無し。(1966年以降、GBRⅢまたはⅣの国からのMBMの輸入は行われていない)(1.2.3.1.2.4)

肉骨粉(MBM)の輸入

		1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計		
		輸入量(t)	輸入量(t)	輸入量(t)	輸入量(t)	輸入量(t)	輸入量(t)		
侵入リスク	動物性油脂の輸入	生データ	英国	0.765	0.09	0.001	0	15.413	
			欧州(中程度汚染国)	0.004	1.787	0.001	0	1.998	
			欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	
			北米(米国・カナダ)	3.231	20.541	0.02	27589.15	17.948	48.13
			その他(日本)		0.015				
			合計	17.788	21.31	1.897	27589.152	17.948	65.541
	暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		北米(米国・カナダ)							
		その他()							
<p>H.S.Code:1502.00(反すう動物由来油脂等)、1503.00(タロー油脂等)、1516.10(動物性油脂およびその分別物)のうち、1516.10については、単位がトンではなくオーストラリアドル価での記載になっていたため、ここでの数字はH.S.Code:1502.00(反すう動物由来油脂等)と1503.00(タロー油脂等)のみの合計となっている。</p> <p>リスクとみなされる国からの動物性油脂の輸入はなし。(1966年以降、ニュージーランド以外からの反すう動物用飼料に使用される動物性油脂の輸入は禁止されている。)(1.3.3,1.3.4)</p>									
輸入規制の概要	<p>【生体牛】 1988年 英国およびアイルランドからの生体牛の輸入禁止 1991年 欧州からの生体牛の輸入禁止 2001年 日本からの生体牛の輸入禁止 2003年5月 カナダからの生体牛の輸入禁止 2003年12月 米国からの生体牛の輸入禁止</p> <p>上記の国より輸入された牛は追跡調査され、1982年以降に輸入され調査時に生存していたものは、連邦検疫法(1908年)条例第36、55A章に基づき、恒久的な検疫調査の対象とされている。当法令のこの章は、許可無く牛を移動またはと畜場へ販売することを禁止し、それらの枝肉が承認された方法で処理されるよう保証するものである。これらの条例は、動物の通常の商業的管理を可とするが、人および動物の食料生産への使用は禁止するものとする。現在、ニューカレドニア以外の国からのオーストラリアへの牛の輸入は禁止されているが、これらの全てがBSEの危険性があるためというわけではない。</p> <p>【MBM、動物性油脂】 1966年 MBM、肉粉、獣脂かす、および動物由来(魚粉やミルク・乳製品などの材料を除く)を材料とする家畜飼料の、ニュージーランド以外のすべての国からの輸入禁止(この輸入制限は、元来、動物由来の家畜飼料に混在する炭疽菌胞子を輸入する可能性を考慮し提言されたものである)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生体牛、MBM、動物性油脂ともに、第三国経由での輸入に対しても上記と同じ条例が適応される。 輸入規制の実施主体は、オーストラリア生物安全局(政策)とオーストラリア検疫検査局(実施)。 罰則規定に違反する事例は、輸入生体牛・動物性油脂では報告されていない。 <p>MBMに関しては2004年、PCRで反すう動物由来MBMが陽性であった家畜飼料原材料の輸入積送品3点が送り返された。(1.1.1, 1.1.2, 1.2.1, 1.2.2, 1.3.1, 1.3.2)</p>								

暴露・増幅リスク	飼料規制の概要・遵守状況等	飼料給与規制 (2.1.1)	<p>1996年 反すう動物由来MBMを反芻動物に飼料として与えることを禁止(自発的)</p> <p>1997年 反すう動物由来MBMを反芻動物に飼料として与えることを禁止(義務的)。 反すう動物由来MBMを含む家畜飼料の表示付けを義務化。</p> <p>1999年 特定の哺乳動物由来MBMを反すう動物に飼料として与えることを禁止。 特定の哺乳動物由来MBMを含む家畜飼料(馬、豚、カンガルー)に完全に由来する材料を除く、全ての哺乳動物由来MBMを含む(血液を除く)の表示付けを義務化。</p> <p>2001-2002年 全ての脊椎動物由来の原料を反すう動物に飼料として与えることを禁止。 脊椎動物由来の原料を含む家畜飼料(獣脂、ゼラチンおよびミルク・乳製品を除く)の表示付けを義務化。</p>										
		飼料給与方法 (2.2.1.1)	<p>オーストラリアでは、牧草が主要な飼料である。 1996年の飼料規制以前も、反すう動物由来MBMの牛用飼料への使用はわずかなものであった。 補助飼料として、干し草、サイレージ、穀物、豆類等が使用されている。</p> <p>乳用子牛は離乳までの間、全乳または代用乳を与えられる。代用乳はバター脂肪または獣脂を含むが、より乳化されやすいことからバター脂肪のほうが好まれている。 また、代用乳に使用される獣脂は、完全に乳化され消化器障害を起こさないよう、十分に精製されていなければならない。</p> <p>チキンリッターや、チキンリッターを含むきこ残渣の飼料としての使用は、微量のMBMを含む可能性があるため、オーストラリアでは違法となっている。</p>										
		牛と豚・鶏との混合飼養の有無 (2.2.1.3)	<p>少数の養豚および/または養鶏場にて、牛が飼育されることもある。 それらの農場で飼育されている牛の比率は不明である。 チキンリッターを反すう動物に餌として与えることは法律で禁止されている。</p>										
		飼料製造施設 (2.2.2.1) (2.2.2.3)	<p>2000年以前のデータはなし。 2001～2005年のデータでは、飼料製造施設の約60%が専用施設、残り約40%が混合施設。 2006年のデータでは、飼料製造施設の約70%は専用施設であり、残りの約30%が混合施設である。 MBM、家禽飼料、魚用飼料を使用している混合施設はすべて、ライン分離やライン洗浄などの交差汚染防止対策を取っており、交差汚染防止対策をとっていないのはMBM、家禽飼料、魚用飼料不使用の混合施設のみである。</p> <p>全動物たん白飼料(肉粉、鶏粉、フェザーミール、魚粉、血粉など)の用途別使用量は、48%が輸出用、46%が豚・鶏用飼料、6%がペットフードとなっている(2001～2005年データ) 動物性油脂の用途別使用量は、70%が輸出用、残りが食用、飼料用、その他となっている、</p>										
		飼料給与に関する規制、遵守状況 (2.2.3.1)	<p>公的な法令遵守調査が、無作為に選ばれた農場(肉牛農場、フィードロット、酪農場)において行われる。 1998～2000年の違反数は0、2001年以降は90%以上の遵守率を保っている。</p> <p>ほぼ全ての農家は、牛を販売する際、自発的ではあるが法に添った形で、反芻動物用飼料禁止令に違反する飼料を与えられていないことの証明を提出する。 さらに、オーストラリア当局および産業界は、農家が反芻動物用飼料禁止令に基づく法的義務を守るよう支援するための教材を長年にわたり作成し配布している。</p>										
		飼料製造・流通に関する規制、遵守状況 (2.2.3.3)	<p>1998、2000、2001年に飼料製造、流通に関する全国的監査が実施された。 この全国的監査は、2003年に公的な法令遵守調査に切り替えられ、レンダリング工場、飼料工場、無作為に選ばれた小売業者において遵守状況の確認が行われる。</p> <p>2006年は、237飼料工場中17件、258小売業者中43件の違反が確認された。 監査は無作為ではなく、ハイリスク企業をターゲットとした。 飼料サンプリングは、主にPCRによる試験が用いられている。</p>										
	レンダリングの実施状況	レンダリング施設数・生産量 (2.3.1.1)	<p>2000年以前のデータはなし。 2001～2005年の施設数は102施設で、生産量は年間約56万6千トン。 年間およそ4万6千トンの鶏粉が生産されているということ以外に、肉骨粉の種属別のデータについては不明である。2006年もほぼ同じデータと推定される。 およそ50%から60%の生産が輸出されている。</p>										
		レンダリング処理方法 (2.3.1.1)	<p>生産量(2001～2005年)</p> <table border="1"> <tr> <td>Aタイプ: 大気圧/114℃/150分、全処理時間</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>Bタイプ: 3気圧/133℃/20分、時間圧適用</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>Cタイプ: 大気圧/136℃/75分、全処理時間</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>Dタイプ: 大気圧/122℃/80分、全処理時間</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>Eタイプ: 大気圧/102℃/120分、全処理時間</td> <td>18%</td> </tr> </table>	Aタイプ: 大気圧/114℃/150分、全処理時間	22%	Bタイプ: 3気圧/133℃/20分、時間圧適用	3%	Cタイプ: 大気圧/136℃/75分、全処理時間	50%	Dタイプ: 大気圧/122℃/80分、全処理時間	7%	Eタイプ: 大気圧/102℃/120分、全処理時間	18%
		Aタイプ: 大気圧/114℃/150分、全処理時間	22%										
		Bタイプ: 3気圧/133℃/20分、時間圧適用	3%										
Cタイプ: 大気圧/136℃/75分、全処理時間	50%												
Dタイプ: 大気圧/122℃/80分、全処理時間	7%												
Eタイプ: 大気圧/102℃/120分、全処理時間	18%												
交差汚染防止対策 (2.3.1.1)	<p>レンダリングされた動物性飼料はすべて、反すう動物に与えられることは法的に禁じられている。 多くのレンダリング工場は特定の種属用に専用化しているが、これは商的な決断であり、オーストラリアのBSEリスク低減対策とは関係ない。 よって、他種属の組織による二次汚染に対する防御対策は要求されていない。</p>												
レンダリング規制、遵守状況 (2.3.2.2)	<p>公的な法令遵守調査が、レンダリング工場において行われる。 2006年のデータによれば、90レンダリング業者中4件の表示の違反があった。 監査は無作為ではなく、ハイリスク企業をターゲットとした。</p>												

暴露・増幅リスク	SRMの利用実態等	定義 (2.3.1.1)	「無視できるBSEリスク国」であるオーストラリアに対し、OIEはSRMをヒト用食品または動物飼料チェーンより除外するようにとの要求はしていない。 SRMは、商業的契約または少数の輸入国機関が要求した場合にのみ、と畜の工程でヒト用食品より排除される。 牛肉をヒト用食品としてオーストラリアへ輸入するために、オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関は、2001年、SRMを「月齢12ヶ月以上の牛の頭蓋骨、脳、目、扁桃、せき柱およびせき髄(背根神経節を含む)、およびすべての年齢の牛の十二指腸から直腸までの腸管」と定義した。
		SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態 (2.3.3.2)	(2006年 推定値) 飼料用(牛用) 飼料用(牛用以外) 肥料用 食用 廃棄処分 0% 48% 1% 50% 1% 上記は、経験にもとづく体の各部分の質的推定値である。 扁桃のヒト用食品への使用は許可されていないが、牛のと体の他の部分についてはと畜前およびと畜後検査に合格した個体であれば、いかなる使用も許可されている。 飼料規制前(1995年以前)も、飼料用(牛用)に回っていた割合は1%とごくわずか。
		SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法 (2.3.3.3)	(2006年) {健全牛のSRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)} - レンダリング処理 49%(ペットフード含む非反すう動物用飼料) -非レンダリング処理 51%(ヒト食用50%、廃棄処分1%) {死廃牛、緊急屠殺牛、生体検査で処分決定が下された牛} -レンダリング処理 20%(ペットフード含む非反すう動物用飼料) -非レンダリング処理 80%(農場にて処分されると体) 月齢12ヶ月以上の牛の頭蓋骨は、通常ヒトの食用に回ることはない。 せき髄は、と畜場に適応とされる品質保証基準のもとに除外され、レンダリングもしくはペットフードとして処理される。 死亡牛の99%は農場にて死亡し、そのうちの大部分は農場内に埋められるか焼却されると推定されている。 一般的に、動物福祉法では弱っている動物の安楽死前の農場外輸送を禁じている。 ある区域においては、農場で死亡する牛の少数は廃処理加工場に送られ、ペットフードに加工されるという場合もある。 その他の州においては、農場で死亡した家畜は通常、商業的理由により、集積されレンダリングされたりはしない。 食肉処理場に到着時に死亡していた家畜は、たいていレンダリングされる。 食肉処理場の中には、到着時に死亡した家畜はレンダリングをしないという方針を持つところもあり、それらの場合は到着時死亡の家畜は埋められる。
		SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態等	
暴露・増幅リスク	その他	牛以外の動物のTSE発生状況 (2.4.1)	・スクレイピー スクレイピーは、1952年、一農場で、英国(UK)より輸入された10頭のサフォーク羊のうち4頭に発見された。これが唯一、オーストラリアで診断されたケースである。 疾病はと畜することにより速やかに根絶され、それ以降再発は見られていない。 1952年に、スクレイピーに対するアクティブサーベイランスが実施され、それはその後16年間にわたり続けられた。その後はパッシブサーベイランスとなり、それは海外である英国と欧州においてBSEが発生したのをうけてアクティブサーベイランスが奨励された1998年まで続けられた。 オーストラリアでは、羊および山羊の輸入は、1952年より、スクレイピーが存在せずオーストラリアで適用されているものと同様な輸入規制のあるニュージーランドからのみ許可されている。 ・海綿状脳症(2件) -西オーストラリアの動物園のチーター チーターは1986年に英国のマーヴェル動物園で出生し、1989年オーストラリアに輸入され、動物園の検疫所に収容されていた。 マーヴェル動物園では、間引きされた動物の死骸を、園内の他の動物(特に猫科や犬科)に餌として与える「フィード・イン」を実行していた。感染した動物およびその兄弟二匹は、安楽死となった。 -アジアゴールデンキャット この動物は、1998年に欧州より輸入されたものであった。この動物が以前飼われていた動物園がある欧州の2カ国に問い合わせたが、感染が欧州内で起こったということ以外に、TSE因子の感染源を特定することはできなかった。 死後所見としては、脾臓疾患と腹膜炎が死因として挙げられた。病理組織学的所見としては脳のいたるところで海綿状変化が見られた。 オーストラリア動物衛生研究所(AAHL)およびワールド・リファレンス・ラボラトリーにて組織の更なる分析が行われ、海綿状脳症と断定された。 オーストラリアでは、これら以外に動物TSEの症例は存在しない。
		国内防疫規制 (2.4.2)	オーストラリアでは毎年、国家動物感染症予防対策が報告される。 オーストラリアにおける、BSEが疑われるあるいは確認された症例への対応としては、オーストラリアの全ての州および領土で報告が必須である疾病の一つとして数えられている。 それに加え、緊急の動物疾病が発生した場合、それぞれの州および領土は、その調査および対応において総合的な法的権力を持つとしている。 緊急の動物疾病の発生への対応は、オーストラリア獣医緊急計画(AUSVETPLAN)に基づく。 これらの専門的対応策が実行される包括契約が、緊急動物疾病(EAD)対応協定である。 この協定は、緊急動物疾病の侵害に国が準備、対応ができる能力を有意に高めている。 緊急の場合への対応は、緊急動物疾病のための諮問委員会(CCEAD)によりコーディネートされる。 この委員会は、オーストラリア国、州および領土の行政機関からの獣医部長、オーストラリア動物衛生研究所長、そして家畜産業の技術部代表者からなる。 CCEADは、最も効果的に専門的対応が実施されていることを確認することを支えている。 伝達性海綿状脳症非存在プログラム(TSEFAP)は、動物TSEリスク低減策の国内の管理について規定する。

サーベイランスによる検証	母集団の構造 (3.1.1)	(2006年) 肉用牛(1歳以上の去勢雄) 613万頭 肉用牛(1歳以上の雌の肉用牛または未経産牛) 1,346万頭 乳牛(雌)(通常14ヶ月齢以上) 188万頭 種畜牛(雄)(肉用の未去勢牛または未去勢の雄仔牛で繁殖目的のもの) 72万頭	
	実施対象及び実施範囲 (3.2.1.1)	オーストラリアのBSEサーベイランスシステムは、OIEが提案する条件を満たすものである。 BSEサーベイランスの主な焦点は、「農場でサンプリングされた、臨床的に一致する牛」(OIE分類では「臨床的に疑われる牛」)にある。 「死亡牛」または「不慮の事故によると畜牛」(OIE定義による)も同じく、食肉処理場などの家畜集積場においてサーベイランスの対象となる。 「通常と畜牛」はサーベイランスには含まれない。	
	カテゴリ別の年間母集団(2006年) (3.2.1.1)	「通常と畜牛」 8,500,000頭 「死亡牛」 870,000頭(限られたサーベイランスからの推定値) 「不慮の事故によると畜牛」 8,000頭(限られたサーベイランスからの推定値) 「臨床的に疑われる牛」 不明 合計 約9,000,000頭	
	サーベイランスの概要・成績	BSEへのアクティブサーベイランスは1990年より開始され、国家伝達性海綿状脳症サーベイランスプログラム(NTSESP)の発展とともに1998年に修正された。 このプログラムの最重要目的は、OIE陸生動物衛生規約のもとに一貫したTSEサーベイランスシステムを維持することにより貿易を支援し、オーストラリア産の牛、羊および製品にはこれらの疾病が存在しないと貿易相手に証明することである。 NTSESPは、毎年のサンプリングで 100万頭の成牛のうち最低一頭にBSEが存在したとして、99%の信頼性でそれを検出できるようデザイン されており、OIE陸生動物衛生規約の追加資料3.8.4と一致している。 これはOIE陸生動物衛生規約にもとづき、毎年、BSEと同様の神経障害の臨床所見がみられる 最低400頭の牛から脳を収集 し、臨床試験を行った結果である。 サーベイランスプログラムは、最新版OIE陸生動物衛生規約の追加資料3.8.4で求められており、収集されたサンプルにポイントを割り当てるため、2007年にアップグレードされた。 病理検体は州・領土の研究所においてスクリーニング試験が行われたあと、必要であればオーストラリア動物衛生研究所(AAHL)にて確認試験が行われる。 試験結果はNTSESPのデータベースに定期的にアップロードされ、その要約は豪州動物衛生局のホームページ(http://www.animalhealthaustralia.com.au)にて公表されている。 試験結果の要約は、「国家動物衛生情報システム」および年ごとの「オーストラリアにおける動物衛生報告」(I.追加資料2.4.2の添付2)においても報告されている。	
	疑似患畜及び陽性患畜を検出した際の処理に関する規制 (3.2.1.1)	オーストラリアにおいて、BSE症例は一度も確認されていない。 BSEが疑われる、または確認された症例があった場合に参考にするべき対応ガイドラインの詳細については、I.追加資料2.4.2の添付3および添付4の、AUSVETPLAN要約文書およびBSE対応AUSVETPLANマニュアルに記されている。	
	サーベイランスの成績 (3.2.2)	詳細は、回答書本体 3.2.2「サーベイランスの成績」を参照。	
	検査手法	試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法 (3.2.3)	歯列の状態 と、農場でサンプリングされた牛については 農場の記録 が使用され、月齢30ヶ月以上であることを確認する。
		検査材料採取手法 (3.2.4)	臨床的に疑われる牛より収集されるサンプルには、 脳全体および脳幹 が含まれる。 死亡牛および不慮の事故によると畜牛から収集されたサンプルは 脳幹 であり、収集には「スプーン」が使用される。
		検査手法 (一次検査、確認検査) (3.2.4.3, 3.2.4.4)	臨床的に一致した牛では、 固定処理された全脳および未固定の頸髄 のサンプルが、神経所見の確定診断に補助的に用いるために得られたその他の組織サンプルとともに収集される。 スクリーニング試験は 病理組織学的 に行われる。 死亡牛または不慮の事故によると畜牛では、 未固定の頸髄 のサンプルが収集される。 スクリーニング試験は バイオラド社のTeSeEまたはプリオニクス社ウエスタン・プロット によって行われる。 必要であれば、オーストラリア動物衛生研究所において主に免疫組織化学を用いた確認試験が実施されるが、場合によっては他の方法(プリオニクス社ウエスタン・プロット、電子顕微鏡、マウスへの脳内接種によるBSE因子の分離など)も存在する。 一次検査実施機関は12カ所、確認検査実施機関は1カ所である。
	BSE認知プログラム・届出義務等	BSE認知プログラム (3.3)	オーストラリアには、農場から食肉処理場までの家畜生産チェーンのすべての段階において、BSE対策の一連の教育および認知プログラムがある。 これらのプログラムは連邦、州および領土の行政機関、大学、農業または技術専門学校、オーストラリア獣医師協会、豪州動物衛生局および家畜産業団体などによって実施されている。 これらは、緊急動物疾病に対するオーストラリアの全体的なサーベイランスプログラムに含まれる報告やその他の手順など、教育的または普及活動背景に対して実施されている。 獣医師、農家および輸送、販売、と畜に携わる一人ひとりに、牛、羊および山羊における神経系疾病の報告をするよう呼びかけている。 {BSEが確認された場合の対応} オーストラリアにおいて、BSE症例は一度も確認されていない。 BSEが疑われる、または確認された症例があった場合に参考にするべき対応ガイドラインの詳細については、I.追加資料2.4.2の添付3および添付4の、AUSVETPLAN要約文書およびBSE対応AUSVETPLANマニュアルに記されている。
BSEが疑われるすべての牛の調査および届出義務 (3.4)		{届け出義務} BSEは、オーストラリアの全ての州および領土で報告が必須である疾病の一つとして数えられている。 オーストラリアにおいてBSEは常に外来のものであり、英国にて初めてその臨床的実態が明らかになった時点より、疑われる症例があった場合は動物衛生機関への報告が義務付けられている。 報告は、動物の所持者または担当者、獣医および研究員に課される法的な必要条件であり、それらの人物はそのような疾病が診断された、または疑われる場合は行政機関へ通告するよう義務付けられている。 オーストラリアの州および領土の行政機関は、家畜産業に携わる人物に対し、家畜産業に関わる動物におけるTSEの臨床所見への認知を高めるプログラムを実施している。 {届け出義務のある、BSEが疑われる牛の基準} BSEが疑われる動物に対する基準については、BSE対応AUSVETPLANマニュアルに記載されている。 「1.4項の記述にある通り、別の診断が確認されるまでの、BSEと一致する既往、臨床所見および組織学的変化のみみられるウシ属またはスイギュウ属の動物、または、プリオニクステストのような、高感度で特異性の高いスクリーニング試験で陽性であった動物」 {調査対象に該当する個体を報告した場合の補償の有無} NTSESPを支援するため、農家および獣医に補償金が支払われている。 サンプリング対象に該当する動物について報告した農家には150ドルが支払われ、サンプルを収集する獣医には200ドルが支払われる。	

II. 食肉に関する情報									
と畜対象	トレーサビリティ (1.1.1)	<p>1960年代後半、尾標の導入。</p> <p>1999年、国家家畜認識システム(NLIS)の導入。2005年7月1日より義務化。 NLISは、ラジオ波誘導装置(RFID)技術を用いてそれぞれの動物および出生地を特定識別するものである。 このシステムは、独自のPIC(property identification code:所有識別番号。農場ごとに割り当てられる)および個々の動物個体識別番号にもとづいている。 この識別番号は、耳識別標という形、または第一胃ボラス・耳識別標のコンビネーションという形で出生地を離れる前に装着される。 別の農場、市場、フィードロットおよびと畜場の間の牛の移動は、中央NLISデータベースに登録されるよう法律で定められている。 現在184,000以上の農場がNLISに承認された装置を使いデータベースに登録されており、すべての市場、フィードロット、加工業者がそのデータベースを利用する。</p>							
	と畜頭数 (1.2)	<p>(2006年)</p> <table border="1"> <tr> <td>BSEが疑われる牛</td> <td>12ヶ月超の健康と畜牛</td> <td>12ヶ月以下の健康と畜牛</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>0頭</td> <td>797万頭</td> <td>89万頭</td> <td>885万頭</td> </tr> </table>	BSEが疑われる牛	12ヶ月超の健康と畜牛	12ヶ月以下の健康と畜牛	全数	0頭	797万頭	89万頭
BSEが疑われる牛	12ヶ月超の健康と畜牛	12ヶ月以下の健康と畜牛	全数						
0頭	797万頭	89万頭	885万頭						
	と畜場の概要	<p>[と畜場数]{食肉処理場数}</p> <p>53施設(食肉処理場併設) 単独の食肉処理場は19施設。</p> <p>[食肉検査官・獣医官の数]</p> <p>食肉検査官 常任363名、契約149名 獣医官 常任80名、契約55名</p> <p>[食肉検査官・獣医官の配置状況]</p> <p>AQIS食肉検査員および工場内獣医は、食肉検査人員配置基準(MISS)により、オーストラリア輸出登録施設に割り当てられる。 この基準によりAQISは、全国的に一貫して効率の良いレベルの人員配置を、すべての施設において常に維持することが可能である。</p>							
各と畜口処理の	と畜前検査 (2.2.2)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出管理(食肉および食肉製品)省令2005(II追加資料2.1.1の添付1参照) 省令32、分類II輸出基準 ・オーストラリアにおける人用の食肉および食肉製品の衛生的生産のための基準 消費—第3部、項8—と畜前検査および処置 ・AQIS食肉告示:98/17 と畜前検査アレンジ改訂版 ・工場内獣医師、導入、ステージ2、モジュール5 動物福祉と畜前 <p>これらに従い、と畜前検査を行う。 一般的に健康的な牛のみがと畜の対象となる。</p>							
	と畜場でのBSE検査 (2.3.1)	<p>と畜場でのBSE検査方法は、サーベイランスに用いているBSE検査方法と同じ。 と畜場で収集されたサンプルは、場外の承認された研究所にて検査される。 一般的に健康的な牛のみがと畜の対象となるため、食肉処理場においてBSE用にサンプリングされる牛の数は最低限である。</p>							
	スタンニング (2.5)	<ul style="list-style-type: none"> ・スタンガンを使用していると畜場数…59施設(100%)、使用していないと畜場数…0施設(0%) —使用していると畜場のうち 弾丸が頭蓋腔内に 進入する…約56施設(95%) しない…約3施設(5%) —圧縮した空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法は用いられていない —と畜ハンマーを使用していると畜場もない 							
	ピッシング (2.6)	<p>オーストラリアのと畜場で、ピッシングは行われていない。</p>							

と畜処理の各プロセス	SRMの除去 (2.7.1) (3.3) (2.7.2)	<p>(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと畜を切断し、せき髓片を回収しているか。 -背割り鋸使用の際は、切断の間、のこぎりの歯に水を吹きつけて洗い流す。</p> <p>(2)回収したせき髓片の処理状況 -オーストラリア食肉基準により、せき髓は通常、使用禁止とされているか、食用に適さないため廃棄処分となる。せき髓はレンダリングされるか土に埋められるか、あるいはペットフードとして保管される。</p> <p>(3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか。 -オーストラリア食肉基準により、背割り鋸は通常、次のと畜の前に消毒される。</p> <p>(4)背割り後、せき柱中のせき髓を除去しているか。なお、除去している場合は、除去方法について記載。 -AUSMEAT基準「と畜トリミング」に定められているように、せき髓組織は常に取り除かれる。せき髓の除去は手、あるいは吸引器を使用する。</p> <p>(5)せき髓の除去後、高圧水により洗浄しているか。 -ほとんどの施設では、せき髓除去後、高圧水で洗浄はしていない。</p> <p>(6)と畜検査員が枝肉へのせき髓片の付着がないことを確認しているか。 -輸入国からの要求があれば、公的な食肉検査員または獣医師により、せき髓組織が残存していないかどうかランダムに検査される。その他の場合は、施設の品質管理スタッフによりせき髓組織が残存していないかがモニタリングされる。</p> <p>(7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容 -なし</p> <p>(8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか。 -いいえ。と畜は中心線にそって半分に切り分けられる。</p> <p>(9)背割りにせき髓吸引機等を用いた除去を行っているか。 -いいえ。</p>
		<p>[頭部(扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髓、回腸遠位部の処理] 扁桃は食用に適さないこととされ、通常レンダリングによって廃棄される。 せき柱、せき髓、回腸遠位部については、たいていはレンダリング処理により廃棄とされるが、特定の市場の需要によっては少量がヒトの食用に保管されることもある。</p>
		<p>[せき柱の取り扱い] 骨入りの製品を扱う市場向けの製品でないかぎり、せき柱は脱骨中に除去される。 脱骨中に除去された場合、せき柱は通常レンダリングにより廃棄処理される。</p>
	SSOP、HACCPに基づく管理 (3.4)	<p>AQISはすべての輸出施設においてSSOPとHACCPによる管理を有している。 SSOPおよびHACCPモニタリングを管理する機関はAQISである。 オーストラリアにおけるBSE発生のリスクは無視できるとされ、よってBSE管理対策は食肉処理環境での重要管理点とは指定されていない。</p>
食肉等のリスク	食肉及び機械的回収肉(MRM) (4.1)	<p>MRMはさまざまな商業用の機器を用いて生産されている。生産施設数の情報は得られていない。</p>
	内臓 (4.2)	<p>[扁桃] 扁桃はと畜場で、公的な食肉検査員による頭部の検査が行われる前に、施設の担当者により取り除かれる。 扁桃が除去されていることはと畜検査員が確認している。</p> <p>[回腸遠位部] 回腸遠位部は、輸入国からの要求があれば、公的な食肉検査員による内臓の検査が行われた後に、附属処理施設において施設の担当者により手で取り除かれる。 回腸遠位部の除去は、公的な食肉検査員または獣医師が検査している。</p> <p>[内臓の取り扱いのマニュアル、SSOPの有無] 内臓の衛生的な生産および取り扱いについては、施設のSSOPおよび作業説明書に記載されている。 輸入国から特別な取り扱い手順の要求があれば、施設の承認協定に記載され、AQISにより承認される。</p>
その他	日本向け輸出の付加的要件等 (5.1)	<p>-日本への輸出は、特別な基準を満たす輸出施設にのみ許可されている。 -それらの輸出施設にはHACCPおよびSSOPの実施が要求される。 -非公式な規定により、せき柱を含む肉用牛、肉用子牛が日本へ輸出されないようになっている。</p>